

現代家族と家族法

——家族政策に関連して——

利 谷 信 義

I はじめに

皆さん、おはようございます。最終講義の機会を与えてくださった東京経済大学に、心からお礼を申し上げます。また福岡教授に過分のご紹介をいただき、ありがとうございました。私はこの東京経済大学において、学生諸君と一緒に楽しく勉強できて非常に幸せでした。そして私の研究の大きな柱である家族法について講義をし、きょうその締めくくりができることを大変うれしく思います。

きょう、私は「現代家族と家族法—家族政策に関連して」というテーマを掲げました。私はこれまで授業中に、「一体、私たちの家族はどうなっているのか、それに対して家族法をどのようなものにしたらよいのか」と皆さんに問い続けてきました。この問いについて、私自身の考えをお話したいと思います。

現行家族法は1948年に施行されました。私は1951年に大学に入学しましたので、私の研究生活は、啓蒙期を終えて本格的な作動を始めて今日に至る現行法の歩みと重なっています。それを私がどのように受け止め、どのように対処してきたかを交えながら、家族法の半世紀をお聞きいただきたいと思います。

1) 現代家族の直面する諸問題

家族は、私たちにとって最も身近な集団です。人間の連帯の基礎と言ってもよいと思います。私たちは家族の中で、まず人間そのものの連帯というものを学びます。私たちは、家族によって支えられるとともに、家族を支えているのです。

しかし今、家族の連帯の妨げとなる多くの問題が起こっています。少子高齢化、婚姻率の低下と離婚率の上昇、児童・高齢者の虐待、配偶者暴力、扶養と相続をめぐる紛争等々、私たちの大切な家族の全体にわたっています。これらの問題に、私たちは対処しなければなりません。「家族はどうなるだろう」と傍観者的に手をこまねくのではなく、私たち自身がその中であって何とかしなければならぬという立場にあり、さらに次の世代にこれをつなぐ責任を持っています。

2) 家族、地域社会、組織体・企業体の関連性

ところで、家族は家族だけで完結しているわけではありません。家族を研究していると、家族をとりまく地域社会、さらに全体の社会をも対象としなければならなくなります。家族はそれらから非常に大きな影響を受けているので、家族だけをとりあげて問題を解くことはできないからです。これからのお話でも、家族を、家族をとりまく地域社会、さらに全体社会、とくに私たちが働く職業社会との関連で考察します。

地域社会も職業社会も、多くの組織体によって構成されています。地域社会には、近所づきあいから始まって、町内会や集落、各種の地域団体や集団があり、私たちはそれらと何らかの関係を持っています。

また、職業社会には公共団体、企業、公益法人、NPO、学校などがあります。私にとっての職場である東京経済大学自体も、ひとつの組織体であり、組織としての秩序をもっています。皆さんも将来企業に勤めるかもしれませんが、企業もひとつの組織体であり、皆さんはその組織体と労働契

約（雇用契約）を結んで、その構成員として働くことになるでしょう。地方自治体、都道府県、市町村、さらには国の機関に勤められても同じで、みんな労働市場を通じて、職業社会を構成する組織体の一員として働くのです。家族農業経営や家族的商工業などの自営業の場合は、職場と家族とが密接な関係を持つこと、職業団体に加入していることなどやや特殊です。

いずれにせよ家族は、地域社会、職業社会と密接な関係を持つものであり、これらと良好な関係を保つことが出来てはじめて安定した存在となるのです。

しかし、これらの関係が、今非常にギクシャクしており、家族の直面している問題の多くは、このことと関係しています。こういう話は、家族法の講義の中でもお話しすべきですが、家族法のシステムをお話しすることに追われてできなかったので、きょうまとめてお話ししたいと思います。

3) 家族・家族法・家族政策の動向と時期区分

このお話は、社会全体の動向との関係で家族の動きを捉えるわけですから、少なくとも第二次大戦後の時代的な変化の大きな流れをつかんでおく必要があります。そのため、第二次大戦が終わった1945年から今日に至る間を、私は4つに時期区分しました。第1期（1945～）は戦後改革期であり、戦後改革によって戦後社会の基本構造が作り上げられました。第2期（1955～）は、戦後改革の成果によりながら急激な経済成長を遂げた高度経済成長期であり、1955年ごろから始まりました。戦後改革なくして高度経済成長はなかったことに注意する必要があります。第3期（1975～）は、オイルショック以降の低成長期です。第4期（1989～）は現段階ではありますが、冷戦が終了して世界の秩序が大きく動揺し始めた1989年以降現在に至るまでと押さえておきます。その間、日本社会はバブルの崩壊とデフレに悩んでいます。これら4つの時期に対応して、家族、地域社会、組織体・企業体の関係を概観してみたいと思います。

II 第一期—「家」の廃止と現行法

1) 明治民法の「家」制度の性格

第1期の戦後改革期は、明治憲法の廃止と新しい日本国憲法の制定に対応する現行家族法の制定が、家族にとって決定的な意味を持ちました。

現行法が廃止した明治民法の「家」制度は、封建的な制度であると言われることがあります。私は日本的近代に対応する制度であったと考えております。その全国的な形成過程は明治4年の戸籍法にはじまり、明治5年に全国的に編製された戸籍は治安制度をはじめ、各種行政制度の基礎をなし、日本社会をコントロールしてきました。この戸籍制度を民法上の制度としたのが明治民法の「家」制度であります。これに基づく国家思想として家族国家という考え方があります。国家の基礎は「家」であり、「家」集まって国をなす、その中心に皇室があるという思想ですが、ここにおける国家と家族の関係を図示すれば、国家の中にすっぽり家族が包みこまれていることとなります。個人は家族と国家の中に埋没しています。

このような「家」制度は、日本国憲法における個人の尊厳、男女平等とは相容れません。「家」は戸主と家族によって構成され、家族は戸主によって統率されています。戸主は「戸主権」をもち、家族の居所を指定し、婚姻や養子縁組など家族関係の形成にも同意権を持ち、前戸主の財産を長男単独相続によって独占的に承継します。さらに、女性は婚姻により無能力者となり、財産管理権を失って全財産は夫の管理下におかれ、身体に制約を受けるような場合、例えば人に雇われるとか、公職につくような場合には夫の許可を得なければなりません。離婚の場合は、もともと親権者は原則として夫ですから、子供の養育は出来ませんでした。

2) 「家」制度改革の方向

このような制度に郷愁を感じる人がいるとすれば、それは個人の尊厳と男女平等を否定するものだといわなければなりません。しかしこの制度は、戸籍制度による国民のコントロールを基にして、日本の急速な近代化、資本主義化の政策を推進するためには好都合でありました。もっともその硬直性は、資本主義が高度化してくると社会の実情に合わなくなりました。特に第一次世界大戦による経済の発展は、労働争議、借地借家争議、小作争議など従来の社会秩序の動揺を生じ、この矛盾を緩和するための一つの手段として民法改正が着手されました。大正8年（1919）年の臨時法制審議会による民法改正事業であります。これは昭和2（1927）年の民法改正要綱に結実し、それに基づく条文の起草作業が第二次大戦中まで続き、戦争の激化によって中止されました。したがって、明治民法の「家」制度は、戦後改革まで存続し、第二次大戦において、個人を家族と国家に埋没させ、国家総動員を実現するうえに重要な役割を果たしたのです。

3) 現行法の特質

① 先どり性と柔軟性

戦後改革によって生み出された現行民法は、大正期の民法改正事業の成果を引き継ぎ、それとの連続性を持つと同時に、「家」制度を廃止した点において断絶性を持っています。大正期の民法改正事業は、「家」による規制を緩和しようとはしましたが、廃止はまったく考えませんでした。

現行家族法の特質として、私は先どり性と柔軟性をあげたいと思います。

先どり性とは、民法制定当時の世界的な人権の理想を反映し、世界と日本の現実よりもはるかに進んだ、最も民主的な、個人の尊厳と男女の平等を保障するような民法としたことを意味します。日本の民法は、当時の世界でもっとも進歩したものとなりました。「家」制度の廃止は、その一環として実現したものであり、戦前の民法改正事業との断絶を示しているの

です。

これに対して柔軟性とは、重要な事項の解決を、まず当事者の協議に任せたとのことです。すでに明治民法において、離婚と離縁において協議を認めました。現行法においては、さらに婚姻に際しての夫婦の氏の決定、離婚に際しての親権者の決定、扶養における順位、程度、方法、相続における遺産分割など多くの重要事項を当事者の協議にゆだねました。これは、当事者の事情に即した柔軟な解決をもたらす面を持っています。しかし当事者の力関係を反映し、強い者が有利になる恐れもあります。例えば協議離婚において、協議の名のもとに追出離婚もあったのです。

このような協議の問題点に対処するために、家庭裁判所の調停・審判の制度が設けられました。当事者による協議がまとまらない場合には、家庭裁判所がのりだすわけです。しかし、力の弱いものは、家裁の調停を申し立てる余裕さえない場合のあること、また、家裁の調停においても力関係が反映する恐れがあることに注意する必要があります。民法の柔軟性は、その先どり性を骨抜きにする面を持っていたのです。

② 現行法の家族像

さて、このような現行家族法は、どのような家族像を目標としていたのでしょうか。法自体は明示していませんが、起草者である我妻榮先生や中川善之助先生が考えておられたのは、簡単に言ってしまうと、夫婦と未成熟の子からなる核家族でした。そのことは、民法改正に伴って改正された戸籍法における戸籍の編製原理にあらわれていました。それは、夫婦と、夫婦と氏を同じくする子とからなり、かつ二夫婦と三世代を認めません。これは、ほぼ核家族と一致するといつていいでしょう。もっとも、現行家族法は、730条が直系血族と同居の親族は互いに助け合わなければならないと規定していることでもわかりますように、直系家族にも配慮したことに注意する必要があります。その意味では、現行家族法の家族像は、核家

族を中心としつつも直系家族を引きずっていました。

③ 家族規制の手段と機関

家族像へと家族を規制する手段は、何だったのでしょうか。基本的には戸籍と住民登録です。戸籍はほぼ核家族と一致しましたし、住民登録は、昭和26年の住民登録法では世帯単位で、昭和42年の住民基本台帳法では個人単位としつつ世帯単位にまとめることを認めましたから、同居の親族を示すものといっていいいでしょう。その他、家事調停・審判を規律する家事審判法、刑法の堕胎罪を緩和した優生保護法、少年の明るい未来を切り開こうとした児童福祉法などが家族関係に影響しました。なお、警察は市民生活の安全を守るものですが、これまでは民事不介入の原則をとり、家庭に立ち入らないこととしていましたが、最近の治安状況により、警察の家族関係への介入が強められています。

なお、高度成長期に大量に建てられた住宅公団の2DK住宅は、事実上、核家族化に大きな影響を与えたことを見逃すことが出来ません。

III 第二期—高度経済成長と家族の変化

1) 高度経済成長に伴う家族と組織体・経営体

「家」制度の廃止、核家族を中心とする現行家族法の展開は、家族の行動の自由を強め、ひいては労働力の流動化につながりました。これは、高度経済成長にとって好都合でした。

① 家族規模の縮小と女性の労働力率の低下

日本の家族規模は、1920年の国勢調査から高度成長が開始した1955年までほぼ5人、つまり5人家族でした。ところが1955年以降10年ほどで3人台になりました。社会的変化が急激であったアメリカでさえ、同様の変化がおこるのに80年を必要としました。いかに高度成長期の日本社会

が激動し、家族が大きな変化をこうむったか明らかです。その背景には、産業間の労働力の移動、つまり農林漁業、鉱業という第一次産業から、第二次産業の工業、第三次産業の商業への労働力移動がありました。それは同時に、農山漁村、鉱山から都市への労働力の地域間移動でありました。山田洋次監督に「家族」という有名な映画がありますが、炭鉱労働者の家族が、閉山した九州の炭鉱を離れ、はるばる北海道に渡ってなれない農業で悲惨な生活をする悲しい物語でした。

② 家族・職場を貫通する性別役割分担

さてここで注目すべきことは、高度経済成長が続く1975年まで、女性の労働力率が一貫して下がり続けたことです。それは、女性が専業主婦化したということです。その背後には、高度経済成長による組織体・企業体の増加、及び農林漁業・鉱業の縮小による自営業の減少、産業間、地域間の労働力移動があります。これに見合った家族関係が核家族であり、核家族率は60%を超える状況となりました。核家族が稼ぎ手としての夫と専業主婦としての妻、その間の未成熟の子どもからなるとき、それは組織体・企業体にとって好都合な家族関係です。家事・育児に専念する妻の内助の功により、夫は仕事に専念することが出来ます。夫は「ただいま、ふろ、飯」と言えば身の回りのことは全部やってもらえる。そういう労働力、布施晶子さんの言う「内助の功つき労働力」は、非常に効率的な労働力です。女性の労働力率の低下は、女性が自営業の減少と組織体・企業体の増加によって増加したサラリーマン家庭の専業主婦になったことの結果であると考えられます。

このような状況においては、女性が働くとしても、職場においては、結婚し出産すればやめる補助労働力であり、基幹的労働力ではなかったのです。こうして、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という性別役割分担は、職場と家族を貫通して強く形成されました。

2) 組織体・経営体の家族政策

このことに対応する組織体・企業体の家族政策は、家族関係の安定と家族形成の促進を中心として展開されました。

まず、終身雇用と年功序列賃金の保障です。働けば働くほど給料はふえる。そうすれば結婚も出来、子供も養えるようになる。さらに組織体・企業体の側では、企業福祉、例えば社宅や家族手当、企業年金によってそれを後押しする仕組みを作りました。これこそ、高度経済成長を支えてきた仕組みだったと思うわけです。

3) 国の家族政策

これを国の家族政策がバックアップしました。専業主婦化が進むような、また、専業主婦の離婚を制約するような仕組みです。税法上の配偶者控除、サラリーマンの配偶者の保険料負担を免除する国民年金法における3号被保険者の制度、健康保険法における家族給付、厚生年金保険法における遺族年金（離婚により遺族になることはなくなるし、配偶者死亡後婚姻すると失権する。但し、最近の法改正により、離婚に際し年金の分割が可能となる）などがこれに当たります。こうして、家族は国家・社会体制の中に強く組み込まれました。

4) 家族関係の貧困

しかし、家族関係がお互いに思いやる関係として育っていったかというところ、そうだとはいえませんが。内助の功つき労働力は企業でフルに働き、深夜にしか帰ってこない、家族と団欒する時間がなく家族は夫抜きで取り残される、という状況が見られました。家族がバラバラになり、地域社会とも孤立する。夫婦別姓問題が論じられていますが、反対論の論拠のひとつとして、家族がバラバラになっているので、せめて同じ氏でつなぎ止めておきたいという意見があります。これは本末転倒ではなからうかと思

ます。個人が自立しながら、相互に緊密な連帯関係を築くのが家族の本来の姿であるはずで

IV 第三期—経済危機と社会的対応

1) 女性の本格的な社会進出とその矛盾

さて、1973年のオイルショックは、日本社会にも経済的な混乱をもたらしましたが、1975年以降、社会的にも大きな変化が見られました。これを第三期とします。

女性の労働力率は、1975年を底として、その後ほぼ一貫して上昇に転じました。女性の本格的な社会進出が始まったのです。経済・社会の変化により、女性も家計のために働かざるを得なくなりました。「男は仕事、女は家事・育児・介護」という男女の性別役割分担の基礎は揺らぎ始めました。にもかかわらず、家族内、職場内の性別役割分担が維持されました。したがって、女性が働くことと家事・育児・介護との矛盾が生ずるのは当然でした。それを解決する手だては十分になされませんでしたし、その状況は現在でも根本的に解決されていません。固定的な性別役割分担の存続と女性の社会的進出との矛盾、緊張関係を適切に言いあらわした女性の言葉として、「夫つき子育てはつらい」という発言があります。夫が自立していてくれればまだ何とかなるんだけど、働きながら子供の面倒を見た上で、さらに夫の面倒を見なければならないのは大変つらい、と言うわけです。

このような状況が、家族関係の変化をもたらしたと考えられます。離婚率の上昇、晩婚化、非婚化による婚姻率の低下、合計特殊出生率の低下です。

すでに離婚率は、60年代後半からジリジリと上昇し、婚姻率は逆に低下しました。第二期における一見安定した家族関係が動きはじめていたので

す。特に、合計特殊出生率が第三期に入って低下を始めました。人口の再生産のためには、1人の女性が、一生涯に生む子供の数の平均が2.08なければならないのに、2を割りはじめたのです。そしてついに1989年の合計特殊出生率は1.57まで下がりました。いわゆる1.57ショックであります。日本には「ひのえうま」の迷信がありまして、「ひのえうま」に当たる1966年には合計特殊出生率が大きく下がりました。それをも下回ったというので大騒ぎになったのです。少子化は高齢化を促進するとともに、社会の縮小につながり、年金制度の危機をもたらすなど、社会の安定に重大な関係を持つことはご承知のとおりです。

2) 女性政策の歩み

改めて今思うことは、第三期の重要性です。1973年のオイルショックは、高度経済成長下の社会のあり方を反省させる契機になり、1975年以降の転換を生み出したのです。1975年が国際女性年とされたことも、大変意義深いことに思われます。この年、メキシコシティで世界女性会議が開催され、世界行動計画が策定されました。その中で特に注目されるのは以下の三点です。第一点は、家族的責任は女性だけが負うものではなく、男性も共に負うべきものであることです。第2点は、男女平等を推進する機関を国家機関の非常に高いところに置くべきであるということです。第3点は、ゴール・アンド・タイムテーブルの考え方を採用したことです。1976年からの10年を「国連女性の10年」と定め、その間に男女平等がどれだけ進んだかを確かめることとし、その後も5年ごとに確認の作業をしています。

日本もまた、この世界行動計画の影響を強く受けました。1975年三木内閣は、内閣に婦人問題企画推進本部を設置し、首相を本部長、関係省庁次官を本部員としました。これは、形式的にはきわめて強力な機関であります。そして1977年には国内行動計画を策定しました。

その後、国連女性の10年は着々と進んでいきました。1979年には国連における女子差別撤廃条約の採択、1980年の「国連女性の10年」中間年世界会議、1985年「国連女性の10年」ナイロビ世界会議、1990年のナイロビ将来戦略見直し、1995年の北京第四回世界女性会議、2000年のニューヨーク国連特別総会「女性2000年会議」に至りました。

日本の動きを見ますと、1980年に女子差別撤廃条約に署名し、「国連女性の10年」の最終年である1985年に批准しました。ゴール・アンド・タイムテーブルは効果があったのです。

私はこの時ドイツにおりましたが、日本の批准にびっくりしました。というのも、ドイツに来る前、私はあるコラムに「国連婦人の10年」という小論を書き、女子差別撤廃条約が、いかにすぐれたもの、進んだものであるかを痛感していたからです。何しろ、女性を差別する法律、規則ばかりでなく、慣習・慣行に至るまで修正・廃止を要求しているのですから。だから私は、なかなか日本はこの条約の批准ができないのではないかと思っていたのです。ところが日本は批准したというので、これは大変なことになった、日本では女性差別の撤廃をめぐる激論が戦わされているのではないかと思ったのです。翌年帰国して見ますと、条約批准のために男女雇用機会均等法が制定されていましたが、企業は総合職と一般職を分けてうまく対応し、職場における男女の役割分担には大きな変化は起きていませんでした。私はこれは問題であると思いましたので、『法律時報』に「男女平等と男女の性別分業」という論文を書き、男女の固定的な役割分担を打破すべきことを主張しました。その後1989年に総理府の婦人問題企画推進有識者会議の委員就任のお誘いを受け、参加することにしました。

V 第四期一現段階の家族法・家族政策の動向

これはまさに、私の時期区分でいえば第四期に当たります。御承知のよ

うに1989年以降世界は大きく変わりました。冷戦は終結しグローバリゼーションの波が押し寄せました。ドイツの統一、ソ連の解体、中国の変化、そして湾岸戦争が起こり、アフガニスタン、イラク侵攻と、本当に天地動乱の時代を迎えて今日に至っています。日本でもバブルがはじけて深刻なデフレ下にあり、日本経済は非常な苦境に陥っています。

私は委員就任後、男女平等のための新国内行動計画の改定作業に起草委員として参加し、各省庁の政策を個別的に検討しておりましたが、少子化、高齢化に対しては総合的に、全社会的に取り組む必要を感じました。男女共同参画は、そのための鍵となる考え方でした。1991年の新国内行動計画第一次改定の答申は、「男女共同参画型社会を目指す」という副題をつけています。1996年に策定された男女共同参画ビジョンは、この考え方の内容を明らかにしたもので、男女共同参画社会基本法につながりました。

私はまだ、この基本法が対象とする第四期の家族をめぐる政策と法の全体を見通すことは出来ませんが、主要な動きを概観したいと思います。

1) 男女共同参画政策の展開

小泉首相も男女共同参画社会の実現を21世紀の最大の課題だと言っています。それは、第二期に形成された高度経済成長に見合った家族と組織体・経営体との関係が第三期において矛盾に直面し、その解決を迫られているからです。しかしこの矛盾は、家族、地域社会、組織体・企業体の全体にかかわるものでしたから、対策もまた部分的なものではすまず、全社会的である必要がありました。男女共同参画ビジョンは、家族、地域社会、組織体・企業体の全体に関わる問題として、社会全体のあり方を考え、男女共同参画社会の哲学の輪郭を描いたもので、1999年の男女共同参画社会基本法に結実しました。現在、これに対する逆流が生じていますが、基本法を形骸化させてはならないと思います。

2) 少子・高齢化をめぐる家族政策の展開

日本の高齢化は急激に進行し、高齢化率は、すでに1970年に7%を超え

て高齢化社会と言われました。にもかかわらず、高齢者の扶養を家族に依存しようという考え方が強かったために、本格的な高齢化対策の展開が非常に遅れました。高齢化率は94年に14%を超えて日本は高齢社会と言われ、今や20%に近づこうとしています。このような急激な高齢化の進行により、1989年によくゴールドプラン（高齢者保健福祉10カ年戦略）が策定されました。

また、ゴールドプランの策定された1989年には、先ほど申しましたように、合計特殊出生率が1.57にまで下がりました（2003年は1.29でこれまでの最低となった）。そのことがわかったのが、1990年の6月ごろであります。その頃開かれた有識者会議に出席された当時の首相海部俊樹さんは、合計特殊出生率が1.57になりました、政治家は非常に憂慮しています、これはどうして起こったのか、どうしたらいいのか、ということをお考えいただきたい、と問題提起をされました。その後、それまで財界の反対のため審議が難航していた育児休業法案が国会をスムーズに通過しました。少子化問題の重要性が、ようやく理解されたと言うことが出来ます。

このように、日本社会は高齢化と少子化という二つの困難に同時に直面することになったのです。そのため、少子化と高齢化対策が続々と出現しました。94年にはエンゼルプラン（子育て支援総合事業計画）、95年の育児・介護休業法、「家族的責任をもつ男女労働者に関する条約」（ILO156）の批准、高齢社会対策基本法、1998年の介護保険法、99年の成年後見関係の4法、そして2003年の少子化社会対策基本法、次世代育成法の制定などです。このような状況は、問題が社会の全体にわたるものであり、その解決にはシステムとしての対応が必要であることの認識を促すものでした。男女共同参画社会の考え方が、各省の政策の総合的な調整の必要から自然に生まれてきたものであることが分かります。

3) 女性労働政策の展開

女子差別撤廃条約の批准のために、男女雇用機会均等法が86年に制定

されたことはすでに述べましたが、これが97年に改正されました。従来、募集・採用・配置・昇進に関する男女の差別措置について罰則がなく骨抜きだと言われていましたが、ようやく罰則を設け、セクハラも禁止する強力な法律となりました。しかし、同時に行われた労働基準法の改正は、女性の保護規定（女性の時間外労働、休日労働、深夜労働の規制）を撤廃しました。このことは、女性が働く範囲を広めることにはなりましたが、家族的責任を負う女性は、むしろ働きにくくなった面もあります。育児・介護休業法は、これに対して若干の配慮を示していますが、とても問題の解決には程遠いものがあります。やはり、男性を含め、働き方全体を見直すことによって、仕事と家族の両立が出来るようにしないかぎり、少子化はますます進行するに違いありません。

4) 育児・教育をめぐる家族政策

登校拒否と引きこもり、家庭内暴力と児童虐待、少年非行の増加と低年齢化など、育児・教育に集中的に問題が生じ、親子関係と次世代労働力の再生産にとって危機的な状況が生じています。これに対して2000年の少年法の改正と児童虐待防止法の制定がなされましたが、これらは問題の根本的解決とはならず、強権的な対応にとどまるように見えます。戦後の児童福祉法の制定に関わった団藤重光先生は、できるだけ、少年問題の明るい方向を目指したと言っておられました。現在は、その逆の方向へ進んでいるという感じがして心配です。

5) 女性に対する犯罪の取り締まり強化

最近の日本社会は、男女の間でノーマルな関係を形成することが非常に難しくなってきた。それは、ひいては家族の形成と維持を難しくしているように思われます。このような状況が、2000年のストーカー行為等規制法、2001年の配偶者暴力防止法（いわゆるDV法）の制定につながりました。男女の交際や夫婦関係は、人間関係の中でも最も基本的なもののはず。それは、人間の連帯の基礎ですが、そこに危機的な状況が生まれて

いるのです。これに対しても、強権的な対応をしているわけですが、真の連帯をつくり出していくような方向に向かわなければならないと思います。

6) ホームレスと家族

厚生労働省の調査によりますと、ホームレスの総数は25,000人を超え、実際にはもっと多いと思われます。ホームレスは、家族があっても連絡は切れているようです。近年の生活保護法受給者の増加とあわせ考えると、家族の脆弱化を感じます。これに対して、2002年のホームレス自立支援特別措置法ができましたが、十分ではありません。

7) 住民基本台帳法による住民基本台帳ネットワーク

1940年、戦時体制の一環として市町村で作られた世帯台帳が原型となって1951年の住民登録法ができました。1967年の住民基本台帳法は、個人を単位としますが、それを世帯ごとにまとめることも認められました。いづれにしても住民票は、戸籍とならぶ個人を特定する重要な行政手段です。99年の改正は、すべての住民に住民票コードをつけ、住民基本台帳ネットワークを作り上げることにしました。これは国民総背番号制と言ってもいいでしょう。

これについては賛否両論があります。一方では、この制度は、現在の治安状況を考えると不可欠であり、行政サービスの充実のためにも必要であるという賛成論があり、他方では、国家が個人のプラバシーを侵害するものであり、また外部からの不正なアクセスによる不正使用のおそれもあるという批判があります。日本の戸籍制度は、日本人の一人一人を把握する点において世界に冠たるものがありましたが、住基ネットワークは、戸籍のコンピューター・バージョンであり、一步間違えば、監視国家になりかねません。私たちは、真に信頼できる国家を実現するという課題に直面しているのです。そうでないと、「家」制度の時代のように、個人と家族が国家に包摂されつくすような状況にならんとも限りません。

8) 1996年の民法改正要綱とその挫折

1996年の民法改正要綱は、選択的夫婦別姓であるとか、離婚における破綻主義の徹底、子供の面会交流の明文化、非嫡出子の相続の平等化などを実現しようとしていました。ところが、国会のなかに猛烈な反対意見があり、いまだに店ざらしの状況にあります。以上の改正点は、世界的な潮流から言えばごく当然のささやかなものに過ぎません。それさえ実現できない日本の現状をどう考えたらいいか、私自身反省せざるを得ないと思います。

VI 家族法・家族政策の展望

今までのお話を総括してみましょう。

まず第一に、社会が複雑になるに従って、家族は多様化するとともに、脆弱になっています。とくに第三期以降、私たちの大切な家族は、組織体・経営体との関係が調整できなくなって家族関係が不安定となり、崩壊の危険にさらされています。しかも、地域社会が無力化しているために、その援助を受けることも出来ません。私たちは、家族をもう一度充実したものとし、人間の最も根源的な真の連帯を実現する場として立て直さなければならぬと感じます。そのためにこそ、家族、地域社会、組織体・経営体のそれぞれのあり方と、相互関係を再検討する男女共同参画社会の考え方があらわれたのだ、と思います。

第二に、男女共同参画社会の政策は徐々に進んではおりますけれども、バックラッシュと言われている反対の動きがあります。先ほど言いましたように、民法改正要綱は、世界の民法の動きから見ればささやかなものであるにもかかわらず、反対が強くて実現ができません。推進するほうにそれだけの力がないのです。現在の家族、地域社会、組織体・経営体の実情を見るならば、男女共同参画の考え方がなぜ出てきたのか、当然出てくるべくして出てきたことを理解してもらえらると思うのですが、実際はそうはいきません。しかも、この状況の不安定さに対応するために、安易に強権

的な対策が取られる傾向が見られます。しかし、問題の根は深いのですから、力で抑えるだけでは問題の解決をすることができず、かえって問題は奥深いところで深刻化する恐れがあります。したがって、辛抱よく男女共同参画社会基本法に即した政策を発展させる必要があります。基本法は往々にして形骸化しやすいものです。経済政策的に都合のいいところだけつまみ食いされて、家族と地域社会にとって最も実質的なところがなおざりにされる恐れは常に存在します。そうではなく、基本法に、より豊かな内容を盛り込んでいく努力が、私たちに課せられていると思います。家族法、家族政策、そして私たちの大切な家族のこれからは、私たち自身の問題です。皆さんにも、ご自分の家族に即して、ぜひ考えていただきたい。しかし自分の家族だけを考えたのでは不十分です。今までお話しましたように、私たちの家族は、地域社会、組織体・経営体と密接な関係を持ち、さらに国際的影響のもとにあります。これらの全体を見回しながら、身近な私たちの大事な家族を充実させていかなければなりません。

明治民法の起草者の一人であった梅謙次郎先生は、1900年の1月5日の読売新聞で家族法に関する予言をしていました。自分たちのつくった「家」制度は20年か30年後には廃止されるだろうというのです。明治民法の家族法は、1947年に改正され、48年から施行されましたから、先生が考えられたより十数年伸びはしましたが、その廃止の方向は見通しておられました。しかも、単に廃止の予言だけではなく、明治民法の「家」制度を作る過程において、その次にくる新しい家族のあり方についても展望を持っていたのです。私たちも、このような先見性を持ちたいものです。私たちが真に人間として充実して生きるためには、私たちにとって家族は大事だ。この家族を、真に個人の尊厳と男女平等を実現できる社会、男女共同参画社会へと推進するためのテコにしたいものです。そういう思いを込めて皆さんと一緒に家族法を検討して来ました。

来週は試験です。特に4年生の皆さんは、私と一緒にこの大学を卒業す

ることになっています。一緒に卒業しましょう。皆さんお元気で。では私のきょうのお話を終わります。ご静聴ありがとうございました。

(この講義は、2004年1月20日午前、D101教室において行なわれた。)

